

英国におけるのれん概念の変化に関する史的考察

平川, 茂

<https://doi.org/10.15017/3000283>

出版情報：経済論究. 110, pp.71-85, 2001-07-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



英国におけるのれん概念の変化に関する史的考察

平 川 茂

目 次

- I. はじめに
- II. のれん概念の諸説の概要
- III. 17世紀から18世紀中葉の判例
 - 1. Broad v. Jollyfe事件
 - 2. Gilblett v. Read事件
 - 3. 社会的状況
 - 4. 要約
- IV. 19世紀中葉までの判例
 - 1. Cruttwell v. Lye事件
 - 2. Chissum v. Dewes事件
 - 3. England v. Downs事件
 - 4. Churton v. Douglas事件
 - 5. 社会的状況
 - 6. 要約
- V. おわりに

I. はじめに

本稿の目的は、のれん概念の変化の過程を考察し、歴史的にのれん概念が無形資産として形成・展開されてきたという事実を明らかにするために、のれんに関する判例をその社会的・経済的背景まで掘り下げて考察することである。本稿では特に、のれん概念が最も早く早く発達した英国における判例に焦点を当てて考察し、しかるのちに、このような判例がのれん概念の変化にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにしたいと考えている。

17世紀から18世紀中葉において、のれんは企業の所有者と顧客との良好な関係という意味で用いられていた。18世紀中葉以降になって産業革命が本格化し、企業規模の拡大がみられるよ

うになると、のれん概念には良好な立地条件や優れた経営などといった様々な利点を含めるようになったのである (Catlett and Olson [1968], p.10)。

のれんは現在企業結合会計において最も問題となっている領域である。Wyatt[1963]は、のれんの問題を①その本質、②配分、③償却の3つに分類している (p.62)。FASB [1976] は、のれんの会計問題を企業結合時とそれ以後に分けて、次のように分類している (pp.51-63)。

結合時の処理としては

- ①資産として認識する
- ②一括費用処理する
- ③所有者持分から控除する
- ④財務諸表上認識しない

次期以降の処理としては

- ①のれんの価値減少が明らかにならない限り償却をしない
- ②収益に対して賦課し償却する

のれんの性格については、これまでも様々な議論がなされてきた。しかしFASB[1976]が「のれんはこれまで正確に定義されてこなかった」(p.47)と指摘するように、そもそものれんとは何かということについても結論が出ているわけではない。

Canning [1927] は、のれん概念について、会計士や会計学者、エコノミスト、そして裁判官までもがのれんを定義し、のれんの本質について議論し、のれんの評価方法について提案してきたことにより、結果として膨大な文献が生じ

たが、それらの最も際立つ特徴は多様性であった(p.38)と指摘する。この1920年代における状況は依然として続いており、FASB [1976] も、のれんの本質を決定するに際しては、未だに混乱が継続していると指摘する (p.47)。

のれんの歴史として英国における判例の変遷を取り上げた代表的な先行研究に、Dicksee and Tillyard [1906]、高瀬 [1933]、三和 [1956] がある。しかしこれらの先行研究は、判例で示されたのれんの定義を示すのみで、どのような背景のもとで判例における定義がなされたのかが明確ではない。のれんは環境によって影響を受けるという性質を有するものであるから、のれんに関する判例を検討する際には、訴えの状況や社会的状況を考察することが必要であると思われるのである。

本稿では、のれん概念の変化について、判例に焦点を当てて、判例が出された背景について掘り下げて考察する。判例を取り上げ、その背景まで掘り下げて考察しようと考えたのは次の理由による。①のれんは環境の産物であり、環境が変化すればのれんもまた変化するという性質をもつ (Hughes [1972], p.11) 以上、のれんの概念を考察するには社会的状況を考察する必要があると思われるから②判例は後の社会における行動規範となりうるという意味で社会に与える影響は直接的であり、人々の活動にも影響を与えたと思われるからである。

また本稿では、時代を17世紀から18世紀中葉の時期と、19世紀初頭から中葉までの時期に区分して考察を行う。このように区分したのは、英国において18世紀中葉以降展開してきた産業革命とそれに伴う社会的状況の変化による影響を比較するためである。社会的状況の変化に伴って、のれん概念も変化していったからである。本稿では、社会的状況の変化も踏まえて考

察を行う。

II. のれん概念の諸説の概要

本章では、のれん概念を(1)超過収益力概念 (excess earning concept)、(2)差額概念 (residuum concept)、および(3)潜在的無形資産概念 (hidden assets concept) に分類し、各概念を概観する¹⁾。

(1) 超過収益力概念

超過収益力概念とは、のれんを将来期待される超過収益の現在価値であると考えられるものである。超過収益は、有能な経営者や従業員の存在、技術面、製品面の有利性、良好な仕入先および得意先関係、立地条件の良さといった様々な要因によって生じるとされる。

Kester [1925] は、不十分な経営や組織の様々な分野での不調和、その他各種の不利な条件が存在しなければ存在したであろう超過収益獲得能力を「睡眠的のれん (dormant goodwill)」もしくは「潜在的のれん (latent goodwill)」と定義している (p.357)。

超過収益力概念を主張する他の論者として、例えば、Paton and Littleton [1940] は、のれんについて以下のように述べている。

「ある企業が特に優越した収益力—すなわち、買受予定者がその企業の有形資産に正常ないし代表的な収益率を適用して計算する結果よりも多くを獲得する能力—を持っており、そしてこのような優越性が、特許

1) 梅原 [2000] は Sanders et al. [1938], p.67, Hendriksen and Breda [1992], pp.640-642 および Tearney [1971], p.43 に基づいてのれん概念を3つに分類している (9頁)。FASB [1976] は、(2)の差額説を(3)の潜在的無形資産説に含めて2つに分類している (pp.48-51)。

とか特認 (franchises) などに表わされている特定の独占的な認可などで説明できない場合、その企業はのれんすなわち総体的無形価値を持っていると考えて差し支えない」(p.92, 邦訳152頁)。

またCatlett and Olson [1968] は、超過収益説が最も適当な概念であると主張する。なぜなら、全体としての営利企業の売買 (sales and purchase of business enterprises as a whole) は主として将来収益の期待によって動機付けられるからであり、営利企業の売買取引は企業の収益力としての評価を反映しているからである (p.12)。

しかし、超過収益概念に対しては次のような批判がある。例えば武田 [1980] は、のれんを超過利益の現在価値と規定することは、のれんの測定を示すものであって、その性格の記述ではない (319頁) と指摘する。

また、貸借対照表に明記されない秘密積立金が存在する場合、収益が資本勘定に比べて超過的狀態にあったとしてものれんが存在するとは限らないし、所有財産が過大評価されることによって、貸借対照表の資本勘定に比べて超過収益が表示されなかったとしても、のれんが存在する場合もありうる (高瀬 [1933], 41-42頁)。

以上見たように、のれんを超過収益力概念とすることは、企業全体の評価を行う上で適していると思われる。しかし、独自の技術やノウハウ、得意先との良好な関係を有するものの、それらを活かしたとしても正常利益を確保することが困難な企業が存在しうることを考えれば、のれんがあっても超過利益を獲得するとは限らない場合がありえる。この点に超過収益力概念の限界があると思われる。

(2) 差額概念

差額概念とは、のれんを企業価値と識別可能資産との差額と考えるものである。

Harris [1884] はのれんを、企業の実際の資産価値を超える金銭価値で、それは死亡、解散、引退そして清算の場合に認識されると定義した (p.9)。この定義は、19世紀の裁判において、経営者の死亡や引退によって生じる相続、および企業の解散や清算に伴って生じる残余財産分配の際にのれんが問題になったことに影響を受けているものと思われる。

また、Canning [1929] はのれんを以下のように定義している。

「のれんは、それが貸借対照表にあらわれるとき、それは総合評価勘定一必ずしも法律上のものではないが、数えきれないほどの経済的価値を持つ項目や、資産として計上された項目のうち過少評価された部分が投げ込まれたがらくた入れ (catch-all) — に過ぎない。それはいわば評価勘定 (parexcellence) である」(pp.42-43)。

Miller [1973] は以下のように定義している。

「のれんという用語は会計人にとって必要である。なぜなら、会計人は、全体として一体となっている購入価額を、伝統的な手段に従って、歴史的コストもしくは外部市場価値で恣意的に識別可能な要素への分割を試みようとするからである。このような測定は、個々の貢献部分の測定にも、あるいは企業価値合計の測定にも不十分にしか反映しない。残余としてののれん概念は、この不適当な分割の方法を中立化するために必要なのである」(p.285)。

差額説については、個々の要素への分割の過程で、過大評価された項目もしくは過少評価さ

れた項目の調整の役割を果たす（黒川 [1996], 368頁）という点で、会計人にとって都合がよいものであるといえよう。

(3) 潜在的無形資産概念

潜在的無形資産概念とは、のれんを識別不能無形資産の価値と考えるものである。

Tearney [1973] は以下のように定義している。

「会計士は鑑定人 (appraisers) であると自称しないからといって、取得した企業の資産の調査をしないことの言い訳が許されるべきではない。買収によって取得された資産を評価することを専門としている多くの独立した鑑定人は、継続企業全体を取得することによって取得された潜在的無形資産 (hidden asset) を認識し評価するように助言するだろう」(p.43)。

FASB [1976] は以下のように定義している。

「被結合企業 (combinee) に対する総コストが、取得された識別可能な純資産の現在価値を超えるならば、おそらく被結合企業は結合企業 (combinor) にとって価値ある何らかの資源を有しているに違いない」(p. 49)。

潜在的無形資産説について、企業取得に際して、取得企業が被取得企業を取得する際の動機を説明する意味では有用であると思われる。しかし、企業が保有する利点をすべて列挙して認識することは不可能である。また、各無形資産の価値測定は非常に困難である。ゆえに無形資産説に関する批判は実行可能性という点に向けられている（黒川 [1996], 369頁）のである。

III. 17世紀から18世紀中葉の判例

本章では、17世紀から18世紀中葉までにおいて、のれんに関する問題を考える上で重要と思われる判例として、Broad v. Jollyfe事件とGilb-blett v. Read事件を取り上げて考察する。

この事例を取り上げるのは、17世紀から18世紀中葉におけるのれん概念を考える上で重要であり、これまで十分な紹介がなされていない²⁾と思うからである。なぜなら、17世紀から18世紀中葉におけるのれん概念は企業の所有者と顧客との良好な関係と考えられているが、そのことを裏付ける判例としてBroad v. Jollyfe事件が該当すると思われるからである。またのれんが財産的価値あるものとして考えられていたことを表わす判例として、Gilbblett v. Read事件が挙げられるが、この判例についても十分な説明がなされていないと思われるからである。

1. Broad v. Jollyfe事件

まず、古くから営業を行っていることによって生じる、企業の所有者と顧客との良好な関係を無形の価値と考えていたことを表わす事例として、1620年に判決が出されたBroad v. Jollyfe事件 (Broad v. Jollyfe [1620] Cro. Jac. 596; 79 English Reports, 以下E. R.と略称する.509) を取り上げることとする。この事件の争点は、営業を行うことを止める約束をして店の在庫品を買い取ったのに、その約束に反して従前と同様の営業を行った場合に生じた損害の賠償が認

2) 高瀬 [1933], 倉橋 [1939] はのれんを資産として取扱った判例として、Gilbblett v. Read事件以降の判例を取り上げているが、判例に関する説明はなされていない。Dicksee and Tillyard [1906], p.29とLeake [1930], p. 2 は、1810年に判決が出されたCrutwell v. Lye事件以降の判例を取り上げている。

められるかどうかということであった。

この事件の被告は、ワイト島 (the Isle of Wight) のニューポート (Newport) で服地屋を営んでいた。同じく服地屋であった原告は、被告とワイト島での営業を止めるという約束をして、被告から古くて汚れた在庫品を購入した。原告は、在庫品の実際の価格は合計100ポンドにもならなかったが、300ポンドを支払った。原告の主張によれば、このとき原告が被告に対して支払った在庫品の価値を越える部分の200ポンドは、被告の店の顧客を引き継ぐことによって生じるとされる利益を期待して支払われたものであった。しかし、被告は原告との約束に反して新たに商品を仕入れ、服地屋としての営業を行った。そのため原告は損害を被ったと主張し、被告に対して損害賠償を求めて訴えを提起した。

被告が新たに営業を開始したことについて原告は、被告が原告に対して新たな営業をしないという約束をしたから、原告は実際の価格を超える金額を支払って在庫品を購入したと主張した。被告が新たに同様の営業を開始したため、原告が被告によって新たに始められた営業の差止めを求めて訴えを提起したのである。

審理の過程で、ホートン判事 (Houghton, Justice) は、そのような約束は法に反するものであり、新たに営業を行うことを制限するものではないとの意見を述べた。しかし、他の判事の意見は、自発的になされたのであればそのような約束も有効なものであるというものであった。判決は、被告が新たに営業をしないという約束に反したという原告の主張を認め、損害の一部を支払うよう命じたのであった。

Broad v. Jollyfe事件は、のれんについて直接争われた事件ではないし、のれんについて何も言及していない。しかし原告が顧客という無形

の要素について価値を見出していること、無形の要素を引き継ぐことを目的として被告と再び営業をしないという約束をし、被告が営業する服地店の在庫品の実際の価値を超える対価を支払ったことが述べられている。以上のことから、Broad v. Jollyfe事件は、のれん概念として企業の所有者と顧客との良好な関係を考慮しており、それに対して価値を見出していたことを裏付ける事件であった³⁾と言える。

2. Gibblett v. Read事件

のれんに関する最初の事件⁴⁾であり、財産的価値があると考えられていたことを示し、企業規模の要素を考慮した事件として、1742年に判決が出されたGibblett v. Read事件 (Gibblett v. Read [1742] 9 Modern 459; 88 E. R. 573-574) を取り上げることとする。

この事件の争点は、パートナーシップの持分が遺産に含まれるか、持分が相続の対象となり、これらのものを売却することによって得られた金銭を遺産として子供達にも分配しなければならないかということであった。

リード (Read) はセント・ジェームス・イブニング・ポスト紙 (St. James's Evening Post) のパートナーシップの構成員であり、新聞を印刷して発行することによって得られる利益のうち20分の19を得る権利を有していた。リードの死後、彼の寡婦 (widow) と遺言執行者 (executrix) に対して、リードの子供たちがパートナーシップの持分を含めた遺産の分配を要求して訴訟を提起したのであった。

寡婦はリードの死後6ヶ月間の間、他の持分者であるリントット (Lintot) と共に新聞の印刷

3) 他にもYang[1927], p.27, Hughes[1972], p.35を参照。

4) 倉橋 [1939], 6頁, 三和 [1956], 167頁。

と発行を続けていた。ゆえに寡婦は持分を売れば新聞の印刷と発行を継続できないと考えていたようである。

しかし、判決でチャンセラー卿 (Lord Chancellor) は、パートナーシップの持分は財産的価値があり、寡婦は持分を売ることができたし、また売べきだったと述べた。その上で、リードの財産を評価して、その評価額に5%の利子を加えた金額を子供達に分配すべきであると述べた。

本事件において、のれんについて直接言及しているわけではない。チャンセラー卿は、無形資産に価値があることを示すための例として、のれんや秘訣 (secrets)、妙案 (nostrums) を挙げている。そのうち、のれんに関して、取引が幅広く行われている靴屋のパートナーシップに参加している父親の財産価値計算の例をあげている。その例の説明に際して指摘された定義は「会社の取引規模が大きいのであれば、彼の会社の、いわゆるのれんと呼ばれているものを考慮しなければならない」というものであった。

このことから、Gilbblett v. Read事件はのれんが財産的価値を有するものであること、および小規模企業に比べて大規模企業には利点があり、それがのれんとなり得ることと考えていたことを表わす判例であると言える。

3. 社会的状況

17世紀初頭および18世紀中葉の判例から、企業所有者と顧客との良好な関係をのれんとして考えていたことが明らかになった。Yang[1927]はこれを「顧客ののれん (Consumer's goodwill)」(p.10) と指摘する。では、そのような判例が生じるきっかけとなった、当時の社会的状況とはいかなるものであったのだろうか。

道重 [1989] によれば、英国では17世紀に入

ると、公設市場での商品取引が減少し、商人と生産者が購買者と直接交渉して取引を行うという形で商品を売買する傾向が強くなっていった(190頁)。購買者との間で行われる小売販売活動はその売買が公開で行われるものではなく、個人間の交渉によって行われていた(87頁)。また製造業であると同時にその製品を直接購買者に販売する場合、店舗の所有者は自ら少人数の職人を雇用し、生産を行うと同時に販売を行っていた。この場合、店舗は販売施設であると同時に生産施設でもあった。生産や販売の規模は限定され、商品の在庫量や種類は限られていたのである(89頁)。加えて、店舗での小売販売は市場規制⁵⁾が及びにくかった(87頁)。

このような状況では、販売される商品の品質や量目に関して監視が緩やかだったため、顧客は小売商店に対する信用を重視したと思われる。したがって、企業の所有者と顧客との良好な関係や、顧客による企業の所有者に対する信用が価値を持つことになると考えられる。裁判は商業や新聞印刷・発行業の事例であるが、以下は製造業も含めた当時の状況について考察してみよう。

Hughes [1972] によれば、産業革命期以前において、通常企業規模は小さかった⁶⁾ため、企業の顧客との取引は、企業の所有者との直接の接触を必要とするケースがほとんどであった。つまり、地域的に限定されたものであったのであ

5) 17世紀から18世紀中葉にかけて、毎週一定の曜日を決めて1日ないし2日開催される週市 (weekly market) や、1年間に1回ないし2回ずつ開催される歳市 (fair) といった公設の市場には、ある種の規制が存在していた。食料品については、穀物を計量するお守りや量目のごまかしを摘発することを職務とする者や、品質不良の肉類や魚類を販売していないかを調査し規制することを職務とする者が存在した。皮革製品や繊維製品については、品質や大きさについて基準外のものを検査し摘発することを職務とする者が存在した。道重 [1989]、50-65頁を参照。

る⁷⁾。Hughes [1972] は、産業革命期以前において、産業革命の勃興期およびそれ以後と比べて、輸送や交通は相対的に未発達であり、企業が地域において取引の習慣を確立して顧客との良好な関係を構築したり、新たに営業を開始して地域に受け入れてもらい、好感触を得るには相当の時間を必要とした⁸⁾と指摘する (p.36)。このような状況においては、顧客による商店の所有者に対する信用というものが価値を有するようになると考えられる。

以上のことから、顧客との良好な関係や信用といった無形の要素に対して対価を支払ったり、相続で問題となるケースが出てきたのである。

4. 要約

判例の考察の結果、17世紀から18世紀中葉の英国において、のれんは顧客との良好な関係や信用と考えられていたことが明らかになった。

武田 [1980] は、当時顧客の継続的ひいきが重要視されたことについて、一般に企業規模が小さく、顧客のひいきと収益性との関係が明瞭で、このような関係を容易に把握できたと考えられていたと指摘する (318頁)。つまり企業が発達するための要素として、顧客の継続的ひい

きが非常に重要な役割を果たしていたことを表わしていると言えよう。

IV. 19世紀中葉までの判例

本章では、19世紀中頃までに出された、のれん問題を考える上で重要な判例と思われる4件の判例を取り上げて考察する。

これら判例を取り上げるのは、いずれの判例においてものれんの定義が述べられており、のれん概念の変化の過程を考察する上で不可欠の判例であると思われるからである。

1. Cruttwell v. Lye事件

まず、のれんに関して、法律上最初の明確な定義を与えた事例⁹⁾とされる、Cruttwell v. Lye 事件 (Cruttwell v. Lye [1810] 17 Ves. 335; 34 E. R.129-134) をここでは取り上げることとする。この事件の争点は、破産事業の買受人がのれん価値を期待して破産事業を購入した後に、破産者が新たに同様の事業を開始したため、買受人が破産者に対して求めた営業の差止めが認められるかということであった。この事件の審議過程で、のれんは古くから営業を行うことによって生じた利点であるとの意見が出たが、判決では、のれんは立地条件によって顧客がしばしばやって来る蓋然性 (probability) であると指摘された。

ジョージ・ライル (George Lye) はブリストル (Bristol) からバース (Bath) とワーミンスター (Warminster) を経由しソールズベリー (Salisbury) までの荷馬車運送会社を経営して

6) 18世紀前半における綿業は問屋制家内工業の形態をとっていた。実際の製造活動は主として自宅で仕事をする労働者によってなされており、生産単位は家族を基礎とした小規模なものであった (Hannah [1983], pp.8-9, 邦訳 [1987], 11頁)。他の産業においても、多くはパーミングガムの金属業のように、親方とわずかな数の職人によって構成される小規模工場の構造を保持しているのが典型的な形態であった (Hannah [1983], p.10, 邦訳 [1987], 12-13頁)。

7) 産業革命期以前の英国における工業製品の販売は、一部大企業の直売制を別にすれば、近隣の週市や大市などでの販売を行うか、代理商を介してロンドンなどの商業的拠点に持ち込むか、それとも商人が製造業者の店先に買付に現れるかのいずれかの形式をとっていた (大河内 [2001], 57頁)。

8) この点については、大河内 [2001], 57-58頁も参照。

9) 本事件で述べられたのれんの定義が、法律上最初のにれんを明確な定義であるとする論者は複数存在する。ここではDicksee [1903], p.29, Leake [1930], p.2, 高瀬 [1933], 17頁他を挙げることにする。

いた。1804年、ジョージ・ライルはブリストルからバースを経由してロンドン (London) までのルートで営業している荷馬車運送会社を買収した。その後、ジョージ・ライルは息子のエドワード (Edward) をパートナーシップに加えて営業活動を行った。

しかし、その後ライル親子は破産した。債務弁済のため、ライル親子が経営する荷馬車運送会社は競売にかけられた。企業は2部門に分けられた。1つはバースからロンドンまでの運送事業であり、原告が4,000ポンドで落札した。もう1部門はブリストルからワーミンスターやソールズベリーへ向かう運送事業であり、競売受託者のいところが落札した。

その後エドワードは債権者から許可を得て、競売受託者のいところが落札した荷馬車運送業を開始した。エドワードは債権者からの許可を得て破産から復権 (reinstated) したことを広告や宣伝で一般に知らせた。新たな会社は馬車が定刻に出発すること、直接ロンドンに行くのではなく、ワーミンスターやソールズベリーを経由することを示して、エドワードが破産前に行っていた営業とは違うことを示した。

エドワードが新たに同様の営業を始めたため、原告は、エドワードが荷馬車運送業を行うことについての差止命令を出すよう申請した。なぜならエドワードが開始した営業は、原告が買い取った事業と類似した営業を行うことになるからであった。

判決でエルドン卿 (Lord Eldon) は、被告に対する営業差止命令の申請を却下し、原告は敗訴した。

のれんについて、エルドン卿は「売却の対象となるのれんは、古くからの顧客が古くからの場所にしばしば行くことの蓋然性に過ぎない」と定義した。そして、のれんを侵害したか

らといって営業の差止め請求の対象にならないと述べた。

しかし審議の過程で、顧客を引きつけるのは地域の慣習や状況によるのであって、結果としてののれんは特定の場所で営業を続けることによって建物に属する利点として説明されるとの主張がなされた。本事例において、原告が買収した事業はバースのブロードストリートにある建物で古くから営まれており、のれんは建物に付随すると主張された。

このことから、Crutwell v. Lye事件は、のれんに関して地域的条件の良さを考慮していたことを表わす判例であったといえよう。

2. Chissum v Dewes事件

次に、のれんが目的物から分離することはできず、目的物に付随したものであるとした判例として、1828年に判決が下されたChissum v Dewes事件 (Chissum v. Dewes [1828] 5 Russ. 29; 38 E. R. 938-939) を取り上げる。

この事件の争点は建物賃借権とそれに付随したのれんを担保として受け入れて貸付を行っていた原告が、債務者の死亡によって、債務の弁済のためののれん部分を含めた代金から優先弁済を受けることができるかどうかということであった。

グレートドーバー通り (The great Dover Street) 沿いの建物を借りて室内装飾業を営むデューズ (Dews) は、ディッケンソン (Dickenson) から借入を行った。借入金の担保として、デューズは、ディッケンソンに対して建物賃借権を担保として預託した。この賃借権は、1812年にデューズが得たもので、その有効期間が14年でその後の更新はできないものの、毎年わずかな賃借料を支払うことで建物を借りることができるというものであった。デューズは借り受

けた建物で室内装飾業を営んでいた。

1823年にデュースが死亡し、資産整理のための裁判が行われた。裁判所の判決とディッケンソンの遺言執行人の同意のもとに、デュースの資産である建物賃借権とそれに付随するのれんが合計1,000ポンドで売却された。1,000ポンドのほとんどは、建物賃借権に付随するのれんに対して支払われたものであった。この金額はディッケンソンが有するデュースに対する債権額よりも少なかった。建物賃借権の抵当権者であるディッケンソンの遺言執行人は、のれん部分も含めた売却代金を引き渡すように求めて提訴した。

審議の過程で、ディッケンソンが担保としたのは建物賃借権のみであって、建物で営業することに付随するのれんを担保としてはいないから、のれん部分の代金については債権者に均等に分配すべきと被告は主張した。

判決でリーチ卿 (Sir John Leach) は、建物賃借権の抵当権者であるディッケンソンに代金を分配するべきと述べた。

審議の過程でリーチ卿はのれんについて、建物の所有に付随する利点に過ぎないと定義した。そして建物賃借権とのれんを分離することはできないと述べた。

このことから、Chisum v Dewes事件は、のれんが目的物に付随するものであり、単独で売却することができないことを表わす判例であったといえよう。

3. England v. Downs事件

次に、のれん概念にこれまで行ってきた経営の方法という概念を含めたことを表わす判例として、England v. Downs事件を取り上げることとする。

1842年に判決が下されたEngland v. Downs

事件 (England v. Downs [1842] 6 Bear 269; 49 E.R. 829-835) の争点は、免許を有する酒屋 (victualler) を売却した際の代金の分配が認められるかということであった。のれんに関しては、のれんが酒屋を営むための免許や店の在庫品に付随するものであるか、それとも酒屋を営んできた結果としての建物に帰属するかが審議された。

酒屋経営の免許を有する女性経営者マーソン (Mason) は1818年にブロード (Broad) と再婚した。同年マーソンは、自らの財産を最初に結婚したときに産んだ自分の3人の娘に譲る旨委託した。1822年、ブロードも酒屋の経営に加わり、酒屋の在庫や不動産、事業の一部を売却した。1833年にマーソンが死亡し、1842年にブロードは酒屋の在庫、備品および事業のすべてを合計902ポンドで売却した。売却代金の内訳は、家具や備品が408ポンド、在庫品が284ポンド、のれんが210ポンドであった。酒屋の在庫、備品および事業が売却されたため、マーソンの3人の娘はブロードに対して、代金902ポンドの分配を求めたというものである。

判決でラングデル卿 (Lord Langdale) は、3人の娘たちに対して売却代金を支払うよう命じた。

のれんに関して、England v. Downs事件の審議過程で、のれんは在庫品や免許に付随するものであって、営業活動が行われてきた建物に付随するものではないとの主張がなされた。しかし、ラングデル卿はマーソンが顧客からの確かなひいき及びひいきの継続の蓋然性を有していると指摘し、のれんを「営業が従来営まれてきた方法の結果として、顧客がある特定の場所に存在するであろう見込みあるいは蓋然性である」と定義した。

この事件はのれんがこれまで指摘されてきた

立地条件の良さや顧客による愛顧に加えて、これまで行ってきた良好な経営の方法も含まれることを示す事例であるといえ、のれん概念の拡張を示していると言えよう。

4. Churton v. Douglas事件

最後に、のれんには企業が有するすべての利点を含むとして、のれん概念をこれまで以上に広く捉えた事件である、1859年に判決が出されたChurton v. Douglas事件 (Churton v. Douglas[1859]28 L J Ch. 841-845; 70 E.R. 385-395)を取り上げる。

Churton v. Douglasの事件の争点は、パートナーシップから離脱した者が新たに類似した名称を用いて類似した種類のビジネスを行えるかであった。のれんに関しては、のれん部分も含めたパートナーシップの持分を売却した場合に同様の営業が行えるどうか争われた。

被告であるダグラス (Douglas) は1852年末から1857年7月まで原告のカートン (Churton) およびバンカート (Bankart) とパートナーシップを形成して、John Douglas & Coという名の食料品店を開業した。1857年にはJohn Douglas & Coは多額の利益をあげていた。

その後、ダグラスはより積極的に活動したいと考え、パートナーシップから離脱することとなった。そこでカートンやバンカートと話し合い、ダグラスの持分、権利、のれんなどをパートナーシップの構成員に合計15,337ポンドで売却することで合意した。

その後ダグラスは"late John Douglas Co"という名で店を開いた。ダグラスは自らの持分や権利、のれんなどを売却したのに、同様の営業活動を再び開始したのである。さらにダグラスは、John Douglas & Coで現金出納係やセールスマンとして働いていた従業員を自らの会社に

雇い入れて営業を行った。

カートンとバンカートは原告となって提訴し、ダグラスが営業する店の営業の差止めを求めたのである。

判決は被告の活動を制限し、店の営業活動を差止めるというものであった。

審議の過程において、ウッド副大法官 (Vice Chancellor Wood) は、過去の裁判でエルドン卿が述べたのれんの定義を批判した。ウッド副大法官は、エルドン卿がCruttwell v. Lye事件のみならず、1808年に判決が出されたShackle v. Baker事件 (Shackle v. Baker [1808] 14 VES. JUN.468; 33 E.R. 600-601) と1817年に判決が下されたKennedy v. Lee事件 (Kennedy v. Lee [1817] 3 MER.442; 36 E.R. 170-175) においても、のれんが古くから営業している建物に付随して生じると定義したことについて、狭い見解であると批判した。その上で、ウッド副大法官はのれんを「営業の継続によって古くからの企業により獲得されたあらゆる有利条件、すなわち、営業の場所、営業の名称その他営業にとって利益となるべきすべての事情を意味しなければならぬ」と定義した。

5. 社会的状況

のれん概念に変化をもたらした環境要因として以下のことが考えられる。

- (1) 企業規模の規模の拡大による人的要素の質的变化
- (2) 交通の発達
- (3) 金融の重要性の増加

以下、各項目ごとに考察する。

(1) 企業規模の拡大による人的要素の質的変化

ここでいう人的要素の質的変化には、顧客と企業の所有者との良好な関係に加えて、企業の所有者、経営者と従業員との良好な関係が含まれる。このような企業の所有者や経営者と従業員との良好な関係をYang [1927] は、産業的のれん(industrial goodwill)と呼んでいる(p.10)。

当時の状況をHannah [1983] は次のように記述している(pp. 8-9, 邦訳10-11頁)。製造企業において、18世紀後半以降、製造工程に新たな機械が導入され、動力として蒸気力が利用されるようになると、企業の性格は根本的に変化した。工場に基礎をおいた生産の利点がますます明らかになり、工場の数も急速に増えた。一般的には工場は数百人の規模で従業員を雇用していた。それに伴い、従業員の管理の必要性も増大した。製造工程に新しい機械技術が導入され、動力として蒸気力を応用したことにより、機械と動力設備の運転における規模の経済を十分に得るためには、従業員に対する厳密な統制の必要性和、作業の集中化の必要性が増加したと指摘した(Hannah [1983], p. 9, 邦訳11頁)。

企業が家族によって構成されていたり、経営者と小人数の従業員によって構成されていた時代には、従業員の管理の重要性はそれほど問題とはされなかったと考えられる。しかし、従業員の規模が増大すると、従業員の1人1人の努力を企業目標の達成のために向けなければならない。そのためには従業員の配置、および従業員との意思疎通や調整のための工夫が必要となる。さらには従業員の動機付けに対する工夫も必要となるだろう。このような製造企業の構造変化に伴って、従業員との良好な関係が企業の発達のために重要な役割を果たすようになっていったのである。

さらに、商業企業の大規模化もみられた。商業企業の中には外国に代理商をおいたり販売員を派遣するなどの活動を開始するものさえあった¹⁰⁾。また19世紀後半になると、デパートや生活共同組合、マルチプル・ショップ¹¹⁾などの大型小売店が展開されるようになった(道重 [1989], 129頁)。1820年代になると、当時「モンスターハウス(monster house)」と呼ばれた大規模な店舗がロンドンやその他大都市に存在していた。ロンドンのある店舗は1821年に20人から30人の従業員を雇用していた。19世紀の半ばになると、300人から500人の従業員を抱える大規模店舗が存在した。(Benson and Shaw [1992], 邦訳, 216頁)。

このように企業規模が拡大すると、企業の所有者と顧客との直接接触の機会が減少し、顧客との接触は従業員が行うこととなった。このことから、企業の所有者と顧客との良好な関係という概念が後退し、顧客と従業員との良好な関係という概念が強調されるようになっていった。また商業企業においても企業の所有者や経営者と従業員の関係に関する問題が生じることとなった。

加えて、株式会社制度の採用が産業界に広まり、企業所有者の個性の重要性が減少した。パートナーシップにおいては、企業の設立および継続が所有者個人の性格や寿命と密着していた。所有者の引退や死亡はただちに会社の継続性に大きな影響を及ぼした。しかも1720年の泡沫会社条例によって、パートナーシップへの出資者

10) 1830年ごろになると、マンチェスタに拠点を置いて綿製品輸出に従事していた専門商、いわゆる“Manchester shipper”は外国に代理商を置いたり販売員を派遣するなどの活動を開始した(大河内 [2001], 60頁)。

11) マルチプル・ショップ(multiple shop)とは、ひとつの資本や経営者、生産者に結びついて各地に散らばっている小売店のことである。

の数は最大6名以下に制限されていた。このことから、所有者の個性が重要視されていたことが推測される。1825年に同条例が撤廃された後も、株式会社としての設立は1社ごとに特別立法もしくは特許状によって認可されるという状態であった。

しかし、その後株式会社の法人格を認め、一定の要件さえ満たしていれば会社設立が自動的に認められる準則主義を法的に認めた1844年の会社登記法 (Companies Registration Act), 有限責任制を確定した1856年の会社法 (Joint Stock Companies Act), および1862年の会社法 (Companies Act) の制定によって株式会社設立のための法律が整備された。そして1870年代以降、産業界全体に株式会社形態が広く利用されるようになった (大河内 [2001], 55頁)。持分である株式の譲渡が自由になると、企業の継続性は所有者の死亡によって脅かされる危険がなくなった。このように株式会社制度の利用に伴い、企業は所有者の個人的性格を薄めることとなったのである。

(2) 交通の発達

交通が相対的に未発達であった時代には、局部的市場圏の形成とも相俟って、人々は最寄りの商店で日用品を購入していた¹²⁾。そのような場合においては、徒歩で日帰り圏内に立地した商店で購入していたと考えられる。このことから、まず立地条件の良さとして考えられていたのは、顧客にとっての最寄りの立地であったと思われる。

12) 産業革命期以前の英国においては、局部的市場圏 (local market area) と呼ばれる、農村などの一共同体よりは多少広い地域をその圏内に巻き込んだ、それ自体独立で自足的な市場圏が形成された。この市場圏で取引された商品は主として圏内の農民や職人の道具や日常品であった。大塚 [1969], 16-19頁を参照。

しかし、交通が発達することによって、人々が移動するための時間が短縮され、費用が低廉¹³⁾になると、地域間および他地域への人々の移動が増加した。これに伴って、名所・旧跡などに隣接して立地¹⁴⁾した商店や、通行量の多い道路に面して立地した商店が繁栄することとなった。これによって、名所旧跡に隣接した立地や、通行量の多い道路に面した立地という側面が良好な立地条件に付加されることとなった。

(3) 金融の重要性の増加

まず信用関係について考察する。英国においては、国内取引と海外取引の全般にわたって、商業信用が発達していた。繊維工業においても金属工業においても、羊毛商人や棉花商人や鉄問屋など各種原料を取扱う商人たちは、製造業者に原料を信用売りで販売しており、掛売りの期間も半年に及ぶことさえあった (大河内 [2001], 53頁)。

信用取引は商人間取引における場合のみならず、小売店で一般大衆が日常的な生活必需品を買うような場合においても行われていた。2回や3回の分割によって支払がなされたこともあった (大野 [1984], 419-420頁)。

英国においては、18世紀後半には既にロンド

13) 1830年にリバプールとマンチェスター間に鉄道が開通した。それによって所要時間は4輪駅馬車が4時間半を要するのに対して、鉄道は2時間以下であった。運賃についても4輪駅馬車の内部座席運賃が10シリング、外部座席運賃を5シリングに引き下げたのに対し、鉄道は1等車両が5シリング、2等車両が3シリング6ペンスであった (Barker and Savage [1974], 邦訳60頁)。

14) Cruttwell v. Lye事件で述べたバースは、ローマ浴場が建設されて以来の温泉社交場であった。18世紀後半以降人々の移動の速度が向上すると、人々の大量の移動により大衆化していった。訪問客や滞在客の増加だけでなく、バースの人口そのものが著しく増加し、都市の拡大と社交場の大衆化を押し進めていった (蛭川 [1990], 205頁)。

ンを中心に金融制度がかなり発展していた¹⁵⁾。
ロンドン以外の地方都市においても、18世紀末にはほとんど全てのマーケット・タウン (market town)¹⁶⁾に地方銀行¹⁷⁾が存在するようになった (同書, 420頁)。

企業規模が拡大するにつれて、多くの企業では企業所有者が保有する所有者の私財たる手持ち遊休資金、および過去の営業活動によって獲得された利潤の蓄積分だけではその量に限界があった (大河内 [1978], 158頁)。そのため企業はパートナーシップの形成や銀行からの借入などによって資金を調達した。

銀行は主として企業に短期貸付を行った。これは企業の所有者にとって長期資金よりも短期資金の調達の方が問題であったことによる¹⁸⁾。

銀行借入以外の資金調達に関して、企業を拡張するために必要な資金として、親類などの血縁関係を頼ったり、知人に依頼するなどして借入資金を受け入れたり、またはパートナーとして企業に参加させることにより調達された (Hannah [1983], p.17, 邦訳 [1987], 21頁)。もっともパートナーシップについては、出資者数が1720年の泡沫会社条例によって最大6名以下に制限されていた。そのため、パートナーから多額の資金を調達することは容易ではなかったと思われる。

6. 要約

19世紀以降、判決で述べられたのれん概念には、企業の所有者に対する顧客の継続的地域的条件の良さや経営の方法の良さ、営業の名称その他営業を行う上での利点などが含まれるようになった。そして19世紀中葉になると, Churton v. Douglas事件において、のれんには営業に付随して生じる利点がすべて含まれるとされた。この判例以降、のれん概念は様々な利点を含んだ幅広いものとなった。Catlett and Olson [1968]は、産業の発達によって、企業の発達のためには顧客の愛顧以外の要素、製造工程や金融上の利点、技術的利点といった要素の重要性が高まり、それらの利点の識別が困難になったからと指摘する (p.10)。

このようにのれん概念の変化は、企業を取り巻く環境の変化の影響を受けて形成・展開していったのである。

判例においてのれんが問題とされたのは、相続やパートナーシップからの離脱といった場合にのれんの金額も含めて財産の分配がなされるかどうかであった。つまり、企業の解散価値評価に際して生じたのれんの価値が問題とされた。そしてのれん部分も含めて財産を分配すべきとの判決が下されていったのである。

V. おわりに

本稿では、英国における判例に基づいてのれん概念の変化の過程について考察を行ってきた。その結果、判例ではのれんが無形の財産的価値として取扱われてきたことが明らかになった。

最後に、会計学者がのれん概念を「超過収益力」として考えるようになる以前に、判例におけるのれん概念の展開が、その後ののれん概念

15) ロンドンにおける金融制度の発達については大野 [1984], 395-415頁を参照。

16) マーケット・タウンとは、市の立つ町のことである。市 (market) は、1週間に1回あるいはそれ以上開かれ、そこでは付近の農民が自己の余剰生産物を売り、農機具や他のこまごました生活必需品を買った (大野 [1984], 398頁)。

17) 地方銀行とは、主としてロンドン以外の地域における銀行 (非ロンドン銀行) に対して与えられた一般的な名称のことをいう (大野 [1984], 420頁)。

18) 大河内 [1978], 149-150頁。なお1790年ごろから工場制生産を行う工業企業の作業場の敷地や建物、各種の製造設備の調達は主として賃借によって行われていた。大河内 [1978], 147-219頁参照。

にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにすることによって、本稿の結びとしたい。

前述したように、判例におけるのれん概念は17世紀ごろに考えられていた、企業所有者に対する顧客の愛顧から、営業を継続することによって獲得されたすべての利点へと拡張されていった。

産業の発達に伴い、優秀な従業員の存在や金融上の条件、製造工程などの重要性が高まったこととも相俟って、会計上ののれんはまず、死亡、解散、引退および破産の場合に認識しうる、企業の実際の資産価値を超える金額として定義された(Harris [1884], p. 9)。こののれんの定義は、企業の解散価値評価に伴って生じるのれんに対して与えられたものであった。この定義は、のれんが相続やパートナーシップからの離脱といった場合に裁判上問題となり、裁判で述べられた定義に影響を受けていると思われる。判例ではのれんを無形資産であると考えており、判例の考えが会計上ののれん概念に影響を与えたと考えられる。

しかし、英国において1870年以降株式会社形態が広く利用されるようになり、企業の継続性が企業の所有者の死亡や引退によって消滅するおそれが減少した。このため、企業評価の目的は主として企業の解散価値評価から、継続企業としての企業評価へと移っていった。

企業評価の目的が、企業の解散価値評価から、継続企業としての企業評価へ移るのに伴い、のれんの評価方法として、More [1891]によって超過収益に基づくのれんの評価方法が提唱された(pp.284-285)。超過収益に基づいてのれんを評価するという考え方が普及することによって、のれんを超過収益力とする概念が普及したのである。

会計の通説的見解では、のれんは超過収益と

定義され、それは同時に企業価値と識別可能純資産との差額であり、さらに超過収益の源泉としての潜在的無形資産が保有されているとみなされてきた。判例上ののれんは無形資産として発達し、会計上も無形資産としての考えを取り入れられてきた。

しかし複数の潜在的無形資産を個別に評価することはほとんどの場合不可能であり、これら潜在的無形資産の総合評価の方法として提案されたのが超過収益力概念である(梅原 [2000], 17頁)。

のれんの評価方法として提案された超過収益力がのれん概念として考えられるようになっていったことについては筆者の今後の課題としたい。

参 考 文 献

- Barker, T. C. and C. I. Savage [1974], *An Economic History of Transport in Britain*, Hutchinson Publishing Group Ltd., (大久保哲夫訳 [1978]『英国交通経済史』, 泉文堂)
- Benson, J. and G. Shaw [1992], *The Evolution of Retail Systems c.1800-1914*, Leicester University Press. (前田重朗他訳 [1996]『小売システムの歴史的発展—1800年~1914年のイギリス, ドイツ, カナダにおける小売業のダイナミズム—』, 中央大学出版部)
- Canning, J. B. [1929], *The Economics of Accountancy*, the Ronald Press Co., Reprinted by ARNO Press, 1978.
- Catlett, G. R. and N. O. Olson [1968], *An Accounting Research Study, No.10, Accounting for Goodwill*, AICPA.
- Dicksee, L. R. and F. Tillyard [1906], *Goodwill and its Treatment in Accountants 3rd edition*, Gee & Co., Reprinted by ARNO PRESS, 1976.
- Financial Accounting Standards Board [1976], *FASB Discussion Memorandum, An Analysis of issues related to Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, FASB.
- Hannah, L. [1983], *The Rise of the Corporate Economy 2nd edition*, Methuen & Co. (湯沢威・後藤伸訳)

- [1987]『大企業経済の興隆』, 東洋経済新報社)
- Hatfield, H.R. [1927], *Accounting: Its Principles and Problems*, D. Appleton and Co..
- Harris, W. [1884], "Goodwill," *The Accountant*, Vol. 10, No.486, pp.9-12.
- Hendriksen, E. S. and M. F. Breda [1992], *Accounting Theory 5th edition*, Irwin.
- 蛭川久康 [1990]『パースの肖像』, 研究社出版。
- Hughes, H. P. [1972], *A History of the Issues and Problems Surrounding Goodwill in Accounting*, Ph. D. Dissertation, University of Alabama.
- Kester, R. B. [1925], *Accounting Theory and Practice Volume II*, the Ronald Press Co..
- 倉橋美紀 [1939]「暖簾(グッドウィル)に関する法律的研究」『司法研究』報告書第二十六号九, 司法省調査部。
- 黒川行治 [1996]『『のれん』会計処理をめぐる議論』『合併会計をめぐる米国財務会計基準の動向』, 財団法人企業財務制度研究会, 364-396頁。
- Leake, P. D. [1930], *Commercial Goodwill 2nd Edition*, Sir Isaac Pitman & Sons, Ltd..
- 道重一郎 [1989]『イギリス流通史研究』, 日本経済評論社。
- Miller, M. [1973], "Goodwill-An Aggregation Issue," *The Accounting Review*, Vol.48, No.2, pp.280-291.
- 三和一博 [1956]「英米法におけるグッドウィルの概念について」『東洋法学』(東洋大学法学部), 第1巻第1号, 163-189頁。
- More, F. [1891], "Goodwill," *The Accountant*, Vol.17, No.853, pp.282-287.
- 大塚久雄 [1969]「資本主義社会の形成」『大塚久雄著作集第5巻』, 岩波書店。
- 大河内暁男 [1963]『近代イギリス経済史研究』, 岩波書店。
- _____ [1978]『産業革命期経営史研究』, 岩波書店。
- _____ [2001]『経営史講義 [第2版]』, 東京大学出版会。
- 大野和 [1984]「産業革命期におけるイギリス信用制度の発展」高橋泰蔵監修『産業革命期の金融』, 東洋経済新報社, 393-493頁。
- Paton, W. A. and A. C. Littleton [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association. (中島省吾訳 [1958]『会社会計基準序説 改訳版』, 森山書店)
- Robertson, M. A. and G. Ellis [1905], *The English Reports*, Vol.49.
- _____ [1906], *The English Reports*, Vol.70.
- _____ [1907], *The English Reports*, Vol.79.
- _____ [1908], *The English Reports*, Vol.88.
- Sanders, T. H., H. R. Hatfield and U. Moore [1938], *A Statement of Accounting Principles*, AAA. (山本繁, 勝山進, 小関勇訳 [1979]『SHM会計原則』, 同文館)
- 高瀬荘太郎 [1933]『グッドウィルの研究』, 森山書店。
- 武田安弘 [1982]『企業結合会計の研究』, 白桃書房。
- Tearney, M. G. [1973], "Accounting for Goodwill: A Realistic Approach," *The Journal of Accountancy*, Vol.136, No.1, pp.41-45.
- 梅原秀継 [2000]『のれん会計の理論と制度—無形資産および企業結合会計基準の国際比較—』, 白桃書房。
- William Green & Sons, Stevens & Sons, Limited [1903a], *The English Reports*, Vol.33.
- _____ [1903b], *The English Reports*, Vol.34.
- _____ [1904a], *The English Reports*, Vol.36.
- _____ [1904b], *The English Reports*, Vol.38.
- Wyatt, A. R. [1963], *Accounting Research Study No. 5, A Critical Study of Accounting for Business Combination*, AICPA.
- Yang, J. M. [1927], *Goodwill and Other Intangibles*, The Ronald Press Co., Reprinted by ARNO Press, 1978.